

医療法人財団大西会 千曲中央病院
指定通所リハビリテーション事業運営規程

(運営規定設置の主旨)

第一条 医療法人財団大西会が運営する指定通所リハビリテーション事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第二条 指定通所リハビリテーション事業は、要介護状態又は要支援状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持向上を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第三条 指定通所リハビリテーション事業は、要介護(要支援)状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持向上を図る

2 指定通所リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第四条 事業を行う事業所の名称及び所在地は以下のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| 一 事業所名 | 医療法人財団大西会 千曲中央病院 |
| 二 所在地 | 長野県千曲市大字杭瀬下58番地 |
| 三 電話番号 | 026-273-1212 (代表)
026-272-5995 (直通) |
| 四 FAX番号 | 026-272-2991 (代表)
026-272-5995 (直通) |
| 五 管理者名 | 大西 禎彦 |
| 六 事業所番号 | 2011817026 |
| 七 指定年月日 | 平成21年4月1日 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第五条 事業に従事する従業者の職種、員数及び職務内容は以下のとおりであり、必置職においては法令の定めるところによる。

一 医師（管理者）

医師は、利用者に適切な医療を提供するとともに、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の策定を理学療法士等と共同して作成し、指定通所リハビリテーションの実施に関する理学療法士等への指示を行う。

また管理者として、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。

二 理学療法士等

理学療法士等は、医師の指示及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に当たる。

また、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

三 介護福祉士

介護福祉士は、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、通所リハビリテーション補助業務を行うとともに、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(営業日及び営業時間)

第六条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 通常月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。

二 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

三 サービス提供時間 1単位目：8時30分から10時
2単位目：9時30分から11時
3単位目：10時30分から12時
4単位目：13時30分から15時
5単位目：14時30分から16時
6単位目：15時30分から17時

四 休業日 土曜日曜日、年末年始、その他事業所が指定する休日

(事業の内容)

第七条 1時間以上2時間未満の、通常規模の指定通所リハビリテーション

2 医師、理学療法士等によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行う。

3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用料等)

第八条 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その定める額とする。

2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費は、国が定める中山間地域以外の方は片道につき100円の実費とする。

3 サービス利用時間直前までに利用の中止についての申し入れがなかった場合には、次のとおりキャンセル料の支払いを受けることができるものとする。ただし、体調や容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする。

通所リハビリテーションの場合 1 提供当たりの料金の自己負担額分に
交通費分（実費徴収の方のみ）を加算した額

4 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた時は、利用者に対し当該費用に係る領収証を発行する。また発行された領収書に、領収印の無いものは無効とし、領収書の再発行はしないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第九条 通常の事業の実施地域は以下のとおりとする。

千曲市の内、旧更埴市（森、倉科、桑原・八幡（大田原横手・小阪・佐野・大池・姨捨）を除いた地域）及び小船山、千本柳、内川、上徳間

(サービス利用に当たっての留意事項)

第十条 通所リハビリテーションの開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

2 利用者が通所リハビリテーションの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

六 同時に利用している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。

七 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

(事業の利用定員)

第十一条 事業の利用定員は、各単位15人とする。

(緊急時等における対応方法)

第十二条 指定通所リハビリテーション中に、利用者の容体に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者に連絡し、適切な処置を講じるものとする。

- 2 管理者に連絡が不可能な場合、千曲中央病院救急対応医師と相談し対応する。
- 3 理学療法士等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第十三条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に防火活動(避難、救出を含む)、その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第十四条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

(その他運営に関する重要事項)

第十五条 指定通所リハビリテーション事業は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、また、業務態勢を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た秘密を厳守する。また、職を離れた場合でも秘密は厳守する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人財団大西会が定めるものとする。

附則 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

平成24年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂

平成27年4月1日改訂

平成28年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

令和4年4月1日改訂